

地域社会との共存共栄

中小企業金融等の円滑化への取り組みについて

当行のこれまでの取り組み

1. 変わらない共存共栄の理念

当行は、伝統ある近江商人の商人道徳である「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を受け継いだ行是「自分にきびしく 人には親切 社会にくす」を昭和41年に制定しました。そして、この行是を原点とし、平成19年4月に経営理念である「CSR憲章」を制定。新たに「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄を掲げました。

また、現在展開中の第4次長期経営計画は最終年度（平成24年度）を迎え、「お取引先の成長なくして当行の成長なし」を合言葉に、3つのブランド戦略である「ネットワークのしがきん」「アジアに強いしがきん」「CSRのしがきん」への取り組みを従来以上に強化し、基本ビジョンである「対話力強化による更なる共存共栄」に全力

を傾注し、地域経済の振興と持続可能な社会づくりを目指しています。

2. 地域社会との共存共栄

当行は、従来から「健全経営」に徹し、「地域社会との共存共栄」に努めてまいりました。第4次長期経営計画においても、お取引先のニーズや事業課題を共有し、課題解決に向けて、経営改善計画策定のサポートや外部機関との連携による経営支援を行っています。

「知恵と親切の提供」によるコンサルティング機能を強化し、お取引先の発展をサポートすることで、「地域社会との共存共栄」の実現に努めています。

(1) 格付コミュニケーションサービス

当行では、「企業格付」を活用し、お取引先と当行をつなぐ具体的なツールとして

(4) お取引先の企業経営をバックアップ

業績改善に取り組まれているお取引先には、審査部「企業経営支援室」を中心に、一歩踏み込んだサポートを展開しています。同室は中小企業診断士資格などを持つ行員で編成し、経営支援ノウハウを積極的に活用するとともに、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルティング会社などの外部専門家とも連携を強化してお取引先の経営を支援しています。

(5) 抜本的な事業再生支援の取り組み

財務の再構築を含めた抜本的な経営改善が必要なお取引先には、DDS（デット・ドット・スワップ）などの金融支援を伴う本格的な事業再生支援にも取り組んでいます。金融支援を含む事業再生は、公正中立な第三者機関である中小企業再生支援協議会等と連携を強化し、お取引先の再生に全力をあげています。

(6) お取引先のバックアップ体制強化

当行では、営業店と審査部、営業統轄部の専門スタッフが、お取引先のご要望やライフサイクルに応じた「事業支援」や「経営改善支援」に積極的に取り組んでいます。具体的には、売上向上策や経費削減策、財務内容改善策などの助言や、組織再編、事業譲渡、M&Aなど多面的な再生スキームの構築などを行っています。

格付コミュニケーションサービスの位置づけ

経営改善支援ソリューション
(事業再生・再構築をサポート)
事業課題やお聞きした将来ビジョンをもとにサポートを行います。



格付コミュニケーションサービス
～格付をものさしにお取引先のニーズや事業の課題を共有化～

事業支援ソリューション
(事業の発展・強化をサポート)
お取引先のニーズに合ったご提案・サポートを行います。

「格付コミュニケーションサービス」を実施しています。

「企業格付」は、決算書に基づいた定量的な財務分析と、当行独自の審査ノウハウによる定性評価に加え、多くの情報を総合的に分析して合理的に決定しています。「格付コミュニケーションサービス」では、その格付プロセスを通じて把握したお取引先の「強み」、「弱み」を共有し、問題解決や財務改善を図ることで、お取引先の永続的な経営基盤

の構築や企業価値向上を目指しています。

具体的には、お取引先の経営ビジョンをお伺いしたうえで、当行が認識した課題や問題点を解決するための改善策などを提案、サポートしています。

(2) 経営改善計画の策定をサポート

「格付コミュニケーションサービス」で認識したお取引先の課題や問題点の改善策の一つとして、「経営改善計画」の策定をサ

中小企業金融等の円滑化への取り組みについて

1. 円滑化法の動向

わが国経済は、東日本大震災からの復興需要等から底堅く推移してきたものの、欧州債務危機や中国経済の減速等、世界経済を巡る不確実性は依然として大きく、国際金融市場の先行きの不透明感や円高基調が続いていることもあり、わが国経済への影響については、今後も注視していく必要があります。

このような状況のもと、平成24年11月1日、円滑化法が今年3月末に期限を迎えるにあたり、さまざまなお問い合わせが寄せられている中、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針等について、金融担当大臣談話が公表され、今後の金融機関が取り組まねばならない方針が示されました。

(1) 円滑化法の期限到来後も、個々のお取引先の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努める姿勢は、何ら変わらないこと。
(2) 金融庁による金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も何ら変わることはなく、また不良債権とならな

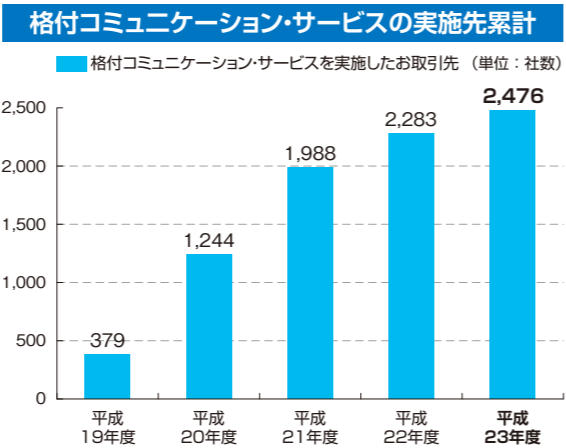
いための要件は恒久措置とし、不良債権の定義も変わらないことより、経営改善への取り組みは従来以上に重要であること。

(3) 今後、お取引先に対し、日常の経営課題や資金繰り等の相談に加え、コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの経営課題に応じた最適な解決策をお取引先の立場に立つて提案し、十分な時間をかけて実行支援すること。
(4) 金融庁より明確にされた円滑化法期限到来後の検査・監督方針を営業の第一線まで周知徹底し実践するとともに、お取引先への対応は変わらないことを個々のお取引先に丁寧に説明すること。

(5) お取引先の経営改善が図られるよう、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の積極的な活用や、専門家等との連携に努めること。

2. 当行の対応方針

以上を踏まえ、当行は金融庁の検査・監督の方針を営業店の第一線まで周知徹底し実践するとともに、今後円滑化法の期限到来後においても、お取引先への対応方針に変わりはなく、引き続きお取引先の資金需要に前向きにお応えし、金融の円滑化に全力をあげて取り組んでまいります。



サポートしています。また、策定した経営改善計画の進捗状況は適宜フォローし、お取引先の経営改善に向けた取り組みをサポートしています。

(3) 「ご相談シート」でフォローアップ

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」という。）の施行（平成21年12月4日）以降、条件変更をお申し込みいただき、経営改善計画をこれから策定されるお取引先には、業績やこれからの事業計画を把握しやすい「ご相談シート」を活用しています。同シートを基に将来的な事業展開についてご相談にお応えするとともに、課題を共有し、お取引先の業績改善に向けて取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について

平成24年11月1日

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

1. 中小企業金融円滑化法(以下「円滑化法」という。)が来年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。金融庁としては、こうしたお問合せに広くお答えするため、今般、円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針について明確に示すことといたしました。今後、あらゆる機会を通じて、このような金融庁の方針の周知徹底が図られるよう努めてまいります。

(金融機関の役割)

金融機関が、個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきということは、円滑化法の期限到来後においても何ら変わるものではありません。金融庁としては、円滑化法の期限到来後も、貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないよう、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に対し、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促してまいります。

(検査・監督の対応)

こうした金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、これまでと何ら変わることはありません。なお、金融検査マニュアル等で措置されている、中小企業向け融資に当たり貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件(注)は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わりません。その上で、個々の借り手の経営改善に具体的にどのように密着して取り組んでいるのかについては、検査・監督において従来以上に光を当ててまいります。

(借り手の課題解決)

借り手が抱える経営課題は様々であり、また、そうした課題の解決には相応の時間がかかることは十分認識しています。借り手が引き続き課題の解決に向けて努力していくことは重要ですが、全ての借り手に対して来年3月末までに何らかの最終的な解決を求めるといったものではありません。

したがって、金融機関に対しては、自らのコンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促してまいります。

(現場への周知徹底)

以上を踏まえ、金融機関に対しては、こうした金融庁の検査・監督の方針を営業の第一線まで周知徹底し実践するとともに、今後、更には円滑化法の期限到来後においても当金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを個々の借り手に説明するよう促してまいります。

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」の推進等

2. 金融庁においては、円滑化法の最終年度である本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にとどまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、現在、関係省庁や関係機関と連携し、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(平成24年4月20日公表)に掲げた施策の推進等に取り組んでいるところです。具体的には、企業再生支援機構及び中

小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化をはじめとする中小企業の再生支援に向けた態勢を構築してきており、今後、金融機関においては、借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、両機関を積極的に活用することを期待しています。また、中小企業再生支援協議会においては、事業再生計画の策定支援に加えて、経営課題を抱える事業者からの様々な相談に積極的に対応しており、最適な

解決策の提案や専門家の紹介等を行う相談機能の充実に取り組んでいます。更に、企業再生支援機構による中小企業再生支援協議会や金融機関への支援も強化されています。借り手の方々におかれては、中小企業再生支援協議会や取引先金融機関に、経営課題やその解決策等について積極的にご相談頂くことを期待しています。

以上

(注)「経営改善計画が1年以内に策定できる見込みがある場合」や「5年以内(最長10年以内)に経営再建が達成される経営改善計画がある場合」は、不良債権に該当しません。